平成２９年（フ）第１０２９号
福岡市東区塩浜１丁目４番３―302号
債務者　草場　純子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐川　　民
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８７号
新潟市西区坂井645番地９
債務者　竹田　　巧
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１６号
福岡県大野城市つつじケ丘２丁目24番８号
債務者　唐川　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０００号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1115番地３　フォレスタ　ディ　パーチェ102号
債務者　佐藤　栄作
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１７１号
北海道二海郡八雲町東雲町50　八雲総合病院内、住民票上の住所北海道寿都郡黒松内町字黒松内433番地１
債務者　石井　秀幸
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９５２号
名古屋市北区真畔町13番地　ニューあづみ野４Ｂ号
債務者　小塩美和子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５７号
愛知県岡崎市末広町９番地２　永光マンション　502、前住所愛知県岡崎市舳越町字本郷110番地１
債務者　中島　由美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
島根県出雲市姫原２丁目３番地１　パークサイド姫原101、前住所大分県豊後高田市高田2122番地１
債務者　山田　　勲
1　決定年月日時　平成29年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道網走郡美幌町字鳥里２丁目４番地の７鳥里道住２号棟302号、前住所北海道網走郡美幌町字報徳92番地の47
債務者　堀籠　珠美（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
愛知県豊田市若林東町上外根91番地８　ドエルノバＢ―205号
債務者　美濃部慎一
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
愛知県刈谷市泉田町大木屋85番地
債務者　池田　友美
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
愛知県豊田市広久手町１丁目１番地　広久手マンション205号
債務者　加藤　善久
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１９号
埼玉県春日部市小渕581番地10　レオパレスグランドパレス春日部308号
債務者　杉本　浩志
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
埼玉県深谷市原郷2088番地５
債務者　小谷野　武（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第７３号
千葉県銚子市明神町１丁目86番地
債務者　宇野澤初枝（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７５号
千葉県銚子市長塚町５丁目1361番地　レオパレスヴィクトワール102号
債務者　藤岡　翔子
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８８号
新潟県長岡市今朝白２丁目12番４号　コーポよつ葉Ｂ号室
債務者　太田　菜月
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係